

住民監査請求に係る監査結果について（通知）

令和3年1月26日付けで提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）の監査結果を、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により次のとおり通知します。

第1 監査の請求

1 請求人 5名

2 代理人 3名

3 請求書の提出日

令和3年1月26日

4 請求の要旨

本件請求書及び請求人の陳述の内容から、請求の要旨は次のとおりと解される。

（1）措置要求事項

葛城市長阿古和彦は、令和2年1月20日付けで締結した葛城市クリーンセンターリサイクル施設運転管理及び資源ごみ収集運搬処理委託業務（以下、「本件業務」という。）について、一切の公金を支出し、契約を締結し、又は債務その他の義務を負担してはならないことを求めるものである。

（2）請求の理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）における委託基準について、市町村以外の者に委託する場合の基準は、廃掃法第6条の2第2項で定められているが、本件業務の入札参加条件等に廃掃法上の委託基準が要件として明示されていない。

廃掃法施行令第4条第1項第1号では、業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であることが明記されている。また、廃掃法第21条第1項では一般廃棄物の設置者は技術管理者を置かなくてはならないとされており、その資格は施行規則第17条第1項第1号から第4号で定める技術士等と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者に限られているが、落札者である宇陀環境開発株式会社は、一般廃棄物の業務の実施に関して相当の経験を有しておらず、技術管理者・実務管理者も存在していないと思われる。

葛城市においても、葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第12条第2項で業務を委託するときは、廃掃法施行令第4条に規定する基準に基づいて行うものと定められているが、葛城市が実施した一般競争入札の条件や本件業務を落札した宇陀環境開発株式会社は、廃掃法が求める基準を満たしていない。

宇陀環境開発株式会社の入札における参加意思表明書の添付書類に、宇陀市や曾爾村から一般廃棄物収集運搬について許可をもらって経験があるような記載があるが、宇陀市が許可をする一般廃棄物収集運搬業務の業者リストには含まれておらず、宇陀環境開発株式会社が提出した競争参加資格審査申請書にも、一般廃棄物収集運搬に関する記載はなく、虚偽である。

葛城市は廃掃法が定める外部委託基準が重要であるという認識のもと、入札を行う

必要があるが、落札者が廃掃法の定める基準に反しているにもかかわらず、これを無視して契約を交わすことは重大かつ明白な瑕疵であり、契約は無効である。

5 請求人から提出された事実を証する書面

甲第1号証：一般競争入札公告

甲第2号証：入札説明書

甲第3号証：葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

甲第4号証：競争入札参加資格審査申請書

甲第5号証：葛城市クリーンセンターリサイクル施設運転管理及び資源ごみ収集運搬処理業務委託契約書

甲第6号証：参加意思表明書

甲第7号証：宇陀市のウェブサイトに記載の事業系一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

第2 請求の受理

本件請求は、令和3年1月26日付けで收受し、本件請求については、法第242条で定める要件を備えているものと認め、同年2月12日に受理を決定した。

第3 監査の実施

本件請求について、法第242条第5項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 請求人の証拠の提出及び陳述

令和3年2月22日（月）10時から、法第242条第7項の規定に基づき請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

これに対し、請求人からは陳述書の提出及び請求内容の補足説明があった。

2 監査の対象部局

市民生活部 クリーンセンター

総務部 管財課

3 事情を聴取した職員

令和3年2月22日（月）14時から、監査対象部局に対して、監査資料の提出を求めるとともに、関係部長、所長、課長に対して事情聴取を行った。

第4 監査の結果

本件請求の監査結果については、次のとおり決定した。

本件請求に係る措置要求は、市は法令並びに本市条例（葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例）の趣旨を勘案し合理的な判断により決定したものであり、市には裁量権を逸脱し又は濫用した違法がないと判断し、棄却する。

1 判断の根拠

① 廃掃法における委託基準について

『一般廃棄物収集運搬業の許可』に関して、宇陀環境開発株式会社は宇陀市において令和2年4月1日付け宇陀市長の許可証（業務の種類は一般廃棄物の収集運搬業及び浄化槽清掃業）を有している。曾爾村においては委託業務を請け負っており、許可と同様の扱いと判断することが出来る。

宇陀環境開発株式会社は、奈良県の産業廃棄物収集運搬業許可証など幅広く収集運搬業の許可を持ち、ごみ収集運搬業務に関しては相当の経験を有していると判断できるも

のである。

また、昭和53年札幌高裁の判決においても、「受託者が業務の実施に関して経験を有しないとの一事で契約が無効となるということとはできない。」との判例が示されている。

② 本件入札の要件

入札公告において、参加資格は建物管理の廃棄物処理で指名願いが出ていることが条件となっており、仕様書において廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ関係法令の遵守が明記されている。

他市の例を参考にしても、一般廃棄物収集運搬処理の許可を条件付けているところもあるが、「入札参加資格者名簿に登載されていること・自動車運転免許取得者、期日までに確実に使用車両及び作業従事者を確保できること。」程度の要件にとどまっていることから、葛城市の入札要件に不備があったとは言えない。

③ 廃掃法が定める一般廃棄物に関する定め趣旨

市が政令の委託基準に基づいて委託を行う際、業務の公共性に鑑み、経済性の確保等の要請よりも、適正な業務遂行を重視しているものと判断することができる事に加え、いかなる契約方法をとるかは各自治体の裁量に委ねられているものと解することができることから、明白な瑕疵であるとは認められない。

④ 虚偽の記載

会社概要は今回の入札における必須提出書類ではなく、その記載内容についても誤記載の範囲と解することができる。また汚泥・浄化槽であっても、「一般廃棄物」収集運搬処理の許可であることには相違ないと判断できるため、虚偽の記載があったとは認められない。

⑤ 陳述書で述べられた事項

仕様書では、市が所有する車両を借受けて使用する場合は運搬車両の保管場所等に関しては、クリーンセンター敷地から移動して他の場所で保管する場合は受託者で駐車場を確保し、その経費についても受託者の負担とすることを想定している。

宇陀環境開発株式会社は、借受けた車両についてはクリーンセンター敷地を運搬車両の起点終点として業務を行っているため、葛城市がもとめている要件等に違反しているとは言えない。

第5 意見

監査の結果は上記のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

今回の契約書に記載された契約金額の誤りについては、適正な事務処理により訂正したとのことである。しかしながら、行政事務担当部局は、金額の訂正は契約事務の根幹を揺るがす行為であることを真摯に受け止め、契約事務手続き時の内容確認は入念に行い、業務執行の適正化がはかられるよう留意していただきたい。